

名古屋市民間児童養護施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋市民間児童養護施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、次条に定義する民間児童養護施設等における、性被害防止対策に必要な設備等の購入に必要な費用の一部について、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、民間児童養護施設等とは、国又は地方公共団体以外の者が名古屋市内に設置する次の各号に掲げる施設又は事業所をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する障害児通所支援事業を行う事業（児童発達支援、放課後等デイサービスに限る。）
- (2) 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う事業所
- (3) 法第37条に規定する乳児院
- (4) 法第38条に規定する母子生活支援施設
- (5) 法第41条に規定する児童養護施設

(補助事業)

第4条 補助金の対象は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 性被害防止対策を実施するために必要な設備の購入費用等
- (2) 対象設備については、パーテーションや簡易扉及び簡易更衣室など子どものプライバシー保護に資する設備、またはカメラなど保護者からの確認依頼等に応える

ための機器

(3) 他の補助金等で別途交付対象とされていないもの

(補助対象者)

第5条 補助金の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助事業を実施する民間児童養護施設等を設置運営する者
- (2) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、児童養護施設等ごとに、次のいずれかのうち少ない額に4分の3を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とし、予算の範囲内でこれを定める。

- (1) 補助基準額 100,000円
- (2) 補助事業に係る経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(交付申請及び交付決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名古屋市民間児童養護施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する事項並びに同条第2項第1号から第4号までに規定する事項については、省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、名古屋市民間児童養護施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を名古屋市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等を申告内容に基づき報告すること。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を名古屋市に返還しなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業を中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又

は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた受配者指定寄附金を除くものとする。

(10) 補助事業に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、民間補助金等の交付を受けてはならない。

(11) 上記条件に違反したとき、又は不正に補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の全部又は一部を名古屋市に納付させることがある。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、当該交付の決定を受けた日から起算して15日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

(変更交付申請及び変更交付決定)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付の決定の内容に変更があったときは、名古屋市民間児童養護施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更交付申請書（第3号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定の内容を変更し、名古屋市民間児童養護施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業変更交付決定通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、名古屋市民間児童養護施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金事業実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に提

出しなければならない。当該交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。ただし、第8条第1項の規定による申請の場合と同一の関係書類については、省略することができる。

(交付)

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、適正と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(取消及び返還)

第13条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 交付の決定の条件に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和5年度の予算（令和6年度予算への繰越明許を含む。）に係る補助金について適用する。